

カーシェアリング「エコ乗りくらぶ」貸渡約款

第16条(予約の取消等)

参加法人および参加個人は、第8条の予約をしたにもかかわらず、登録運転者の都合で予約を取り消した場合には、別に定めるところにより予約取消料金を支払うものとします。

2 当社は、第8条の予約を受けたにもかかわらず、当社の都合で予約を取り消した場合には、その旨を登録運転者に速やかに連絡するものとします。この場合、参加法人および参加個人は、当社に対し何らの請求をしないものとします。

第17条(貸渡料金の払戻)

当社は、第14条第2項により貸渡が終了したときは、当初定められた貸渡料金から貸渡手続の完了時点より返還、滅失等の手続が終了となった時点までの貸渡料金を差し引いた残額を返還するものとします。

第18条(定期点検整備)

当社は、道路運送車両法第48条の定期点検整備を実施した貸渡自動車を貸し渡すものとします。

第4章 ICカード

第19条(ICカード)

参加法人、参加個人および登録運転者は、当社から付与されたICカードを善良な管理者の注意義務をもって、使用、保管するものとします。

2 参加法人および参加個人は、ICカードを定められた登録運転者のみに使用させるものとし、他の第三者(参加法人の他の従業員、参加個人の他の同居の親族を含む)に使用させることは一切できないものとします。

第20条(紛失・盗難等)

ICカードの紛失、盗難、滅失または破損の場合、参加法人、参加個人または登録運転者は、速やかにその旨を管理センター等へ届け出るものとします。

2 前項の場合、参加法人および参加個人は、その理由の如何にかかわらず、ICカードの再交付または修理の実費相当額を負担するものとし、当社の請求に従いこれを支払うものとします。

第5章 使用

第21条(管理責任)

参加法人、参加個人および登録運転者は、善良な管理者の注意義務をもって貸渡自動車を使用、保管するものとします。

2 前項の管理責任は、貸渡自動車の貸渡手続が完了したときより始まり、返還手続が完了したときに終わるものとします。

第22条(日常点検整備)

参加法人および参加個人は、貸渡自動車を借り受ける都度、登録運転者をして道路運送車両法第47条の2に定める日常点検整備を実施させるものとします。

第23条(禁止行為)

参加法人、参加個人および登録運転者は、貸渡自動車の借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 当社の承諾および道路運送法に基づく許可等を受けることなく、貸渡自動車を自動車運送事業またはこれに類する目的に使用すること。
- (2) 貸渡自動車に貸渡自動車以外の者に使用させ、もしくは転貸し、または他に担保の用に供する等、当社の権利の侵害または「エコ乗りくらぶ」運営の障害となる一切の行為をすること。
- (3) 貸渡自動車の自動車登録番号標または車両番号標を偽造もしくは変造し、または貸渡自動車を改造もしくは改装する等、その原状を変更すること。
- (4) 当社の承諾を受けることなく、貸渡自動車を各種テストもしくは競技に使用し、または他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
- (5) 法令または公序良俗に違反して貸渡自動車を使用すること。
- (6) 当社の承諾を受けることなく、貸渡自動車について損害保険に加入すること。
- (7) 貸渡自動車を日本国外に持ち出すこと。
- (8) その他第3条の保証事項に違反する行為をすること。

第24条(登録運転者による違法駐車の場合の措置等)

登録運転者が、使用中に貸渡自動車に関し道路運送法に定める違法駐車をしたときは、登録運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとします。

2 当社は、警察から貸渡自動車の放置駐車違反の連絡を受けたときは、登録運転者に連絡し、速やかに貸渡自動車を移動させ若しくは引き取るとともに、貸渡自動車の借受期間満了時又は当社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、登録運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、貸渡自動車が警察により移動された場合には、当社の判断により、自ら貸渡自動車を警察署から引き取る場合があります。

3 当社は、前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで登録運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は登録運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書(以下「自認書」という)に自ら署名するよう求め、登録運転者はこれに従うものとします。

4 当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡運転者の個人情報を含む資料を提出する等により、登録運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路運送法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証券等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、登録運転者はこれに同意するものとします。

5 当社が道路運送法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け放置違反金を納付した場合又は登録運転者の探索に要した費用若しくは貸渡自動車の移動、保管、引取りに要した費用等を負担した場合には、当社は参加法人、参加個人若しくは登録運転者に対し、次に掲げる第1号及び第2号の金額(以下、第1号及び第2号の合計額を「駐車違反金」という)に第3号の費用を合計した金額(以下、第1号乃至第3号の合計額を「駐車違反関係費用」という)を請求するものとします。この場合、参加法人、参加個人若しくは登録運転者は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

- (1) 放置違反金相当額
- (2) 当社が別に定める駐車違反違約金
- (3) 探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

6 当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は参加法人、参加個人若しくは登録運転者が当社の指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は登録運転者の氏名、生年月日、住所、運転免許証番号等を社団法人全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)に登録等の措置をとるものとします。

7 当社は、登録運転者が第2項に基づく違反の処理に関する当社の指示に応じないときは、駐車違反金を申し受けることができます。又、当社は、登録運転者が第3項に基づく自認書の署名についての当社の求めに応じないときも、同様に、駐車違反金を申し受けることができるものとします。

8 第6項の規定にかかわらず、当社が参加法人、参加個人若しくは登録運転者から駐車違反金及び第5項第3号に規定する費用の額の全額を受領したときは、当社は第6項に規定する全レ協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

9 参加法人、参加個人若しくは登録運転者が、第5項に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、登録運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は訴訟を提起されたこと等により、放置違反金納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払いを受けた駐車違反関係費用のうち、駐車違反金を参加法人、参加個人若しくは登録運転者に返還するものとします。第7項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

10 第6項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第5項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

第6章 故障、事故、盗難時の処置

第25条(故障等の処置等)

参加法人、参加個人および登録運転者は、借受期間中に貸渡自動車の異常または故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、営業所または管理センター等に連絡するとともに、その指示に従うものとします。

2 貸渡自動車の異常または故障が参加法人、参加個人または登録運転者の故意または過失による場合には、参加法人および参加個人は、貸渡自動車の引取および修理に要する費用を負担するものとします。

3 参加法人、参加個人および登録運転者は、貸渡自動車の貸渡前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、当社から代替貸渡自動車の提供またはこれに準ずる処置を受けることができるものとします。

4 参加法人、参加個人および登録運転者は、貸渡自動車を使用できなかったことにより生ずる損害について当社に請求できないものとします。

第26条(事故処理)

参加法人、参加個人および登録運転者は、貸渡自動車の借受期間中に、当該貸渡自動車に係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず法令上の処置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。

- (1) 直ちに事故の状況等を営業所または管理センター等に連絡すること。
- (2) 当該事故に関し、当社および当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに必要とする書類または証拠となるものを遅滞なく提出すること。
- (3) 当該事故に関し、第三者と示談または協定をすることは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
- (4) 貸渡自動車の修理は、特に理由がある場合を除き、当社または当社の指定する工場で行うこと。

第27条(盗難)

参加法人、参加個人および登録運転者は、貸渡自動車の借受期間中に、当該貸渡自動車が盗難にあったときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
- (2) 直ちに被害状況等を営業所または管理センター等に連絡すること。
- (3) 盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第7章 賠償及び補償

第28条(賠償責任)

参加法人、参加個人および登録運転者は、参加法人、参加個人若しくは登録運転者が借り受けた貸渡自動車の使用中に第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由による場合を除きます。

2 前項の当社の損害のうち、事故、盗難、参加法人、参加個人および登録運転者の責に帰すべき事由による故障及び貸渡自動車の汚損・臭気等により、当社がその貸渡自動車を利用できないことによる損害については、料金表に定めるところによるもの(ノンオペレーションチャージ)とし、参加法人、参加個人はこれを支払うものとします。